

令和2年度 嘉麻市住宅改修補助制度

嘉麻市住宅改修補助制度は、市民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図るため、市民が市内の施工業者によって、現在お住まいの住宅を改修される場合に限り、その費用の一部を市が補助する制度です。

■申込みの資格（すべてに該当すること）

- ①申込日現在において、市内に住民登録をしている人
- ②申請者が補助の対象となる住宅の所有者であり、かつ当該住宅に現に居住していること
- ③対象となる改修工事について、市で実施しているほかの補助金などを受ける予定がないこと
- ④市税などを滞納していない人（生計を一にする同一世帯の人を含む）

■補助対象住宅・補助対象工事

- (1) 市内にお住まいの人が市内に所有する専用住宅、併用住宅の住居部分および集合住宅の専有部分を対象とします。
- (2) 市内の施工業者が行う工事で工事費が、10万円以上（消費税別）のもので、令和3年3月31日までに完了届が提出できる改修工事が対象となります。

※本補助の交付決定前に着工しているものについては対象となりません。

■補助金額

改修工事費用（消費税別）の1割に相当する金額

（ただし、上限10万円で千円未満切捨てとなります。）



■受付期間

令和2年5月1日～令和2年6月15日/8時半～17時（郵送の場合は当時消印有効）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。

【送付先】〒820-0292 嘉麻市岩崎 1180番地 1 嘉麻市役所 産業振興課 商工係

※ 土・日・祝日及び年末・年始を除きます。

※ この補助制度は、令和2年度限りです。

※ 今年度より応募者多数の場合は抽選になります。抽選は6月末に嘉麻市役所で行う予定です。

【改修工事の例】

バリアフリー工事 …手すりの設置工事、段差解消工事、滑り止め工事等

省エネ工事 …壁・床・天井等への断熱材設置工事等

耐震工事 …基礎部分補強工事、筋かい構造用合板等による補強工事等

耐久性能工事 …屋根・壁の塗装改修工事、壁・床・天井の改修工事等

【注意】対象外となる工事

- ・ 門扉や塀などの外構工事
- ・ 家具や電気製品の購入
- ・ 年度を超える改修工事
- ・ ほかの補助事業を受けているもの
- ・ 市外事業者による工事

ご不明な点は、

嘉麻市 産業振興課 商工係 42-7450（直通）へお問い合わせ下さい。

嘉麻市住宅改修補助制度の流れ

1. 申請（提出していただくもの）

- ①嘉麻市住宅改修補助金交付申請書
- ②要件確認のための同意書
- ③工事見積書の写し
- ④工事設計書（住宅の図面）
- ⑤日付の入った着工前の写真
- ⑥事前アンケート
- ⑦その他市長が必要と認める書類

2. 補助金の交付決定

提出していただいた書類を審査後、補助金の交付の可否を決定し、市から通知します。
※交付決定通知が交付されるまで、工事を着工しないでください。

3. 工事着工

工事の中止、変更等がある場合、住宅改修補助金交付変更申請書の提出が必要です。
添付書類：変更後の工事見積書の写し、変更後の工事設計書（図面を含む）
審査後、補助金変更の可否を決定し、市から通知します。

4. 工事完了（提出していただくもの）

- ①住宅改修完了兼減額変更届
- ②住宅改修完了証明書
- ③施行管理写真（日付の入った施工中及び施工後の写真）
- ④工事代金支払いの領収書の写し（対象工事とわかる領収書）
- ⑤事後アンケート

※工事完了後は速やかに完了届けを提出してください。また、工事内容により、現地確認及びその他必要な書類を提出していただく場合もあります。

5. 補助金の確定及び補助金の請求

市が完了届をもとに補助金の額を確定し、住宅改修補助金確定通知書にて申請者に通知します。
申請者は、補助金確定通知書を受取った後、住宅改修補助金請求書（支払先の口座情報などを記入のうえ）と、債権者登録申請書を速やかに提出してください。

6. 補助金の支払い

市は、補助金請求書を受領した後、補助金を申請者が指定した口座に振込みでお支払いします。
振込みには、請求書を受領した後、3～4週間ほどかかります。
※振込口座名義は申請者と同じにしてください。

以上で申請手続きは完了です。

※申請に必要な書類は、産業振興課の窓口で配布しています。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。

【送付先】〒820-0292 嘉麻市岩崎 1180 番地 1 嘉麻市役所 産業振興課 商工係